付表

1	2	3		4	5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ビリングス湖流域環境改善計画	サンパウロ州上下水道会社	六十二億八百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・二〇〇・〇一	七年の据置期間の後十八年	七年
2　サンタ・カタリーナ州沿岸部衛生改善計画	サンタ・カタリーナ州上下水道会社	百四十四億二千六百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・二〇〇・〇一	七年の据置期間の後十八年	七年

総　額　二百六億三千四百万円

（ブラジル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解がブラジル連邦共和国の了解でもあることを同国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その本文がこの返簡の日付の日に真正かつ最終的なものとなること並びにその合意がブラジルの上院が2⑴に規定する借款契約及び3に規定する保証を承認した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千九年七月十四日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国
外務大臣　セルソ・ルイス・ヌーネス・アモリン

ブラジル連邦共和国駐在
日本国臨時代理大使　新井辰夫殿

○外務省告示第四百十三号

平成二十二年八月三十一日にアンマンで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

平成二十二年九月十四日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　武正公一外務副大臣

国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　フィリッポ・グランディ事務局長

平成二十二年九月十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百十四号

平成二十二年八月三十一日にリロングウェで、中等学校改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年九月十四日

外務大臣　岡田　克也

1　援助の目的及び内容　中等学校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十一億九千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　野呂元良在マラウイ大使

マラウイ側　ケン・カンドド財務大臣

平成二十二年九月十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百十五号

昭和五十四年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の附属書の一部は、同条約第三条の規定に従い、次のように改正され、平成十八年七月一日に効力を生じた。

（平成十七年四月五日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十二年九月十四日

外務大臣　岡田　克也

一

2.1.1　に後段として次のように加える。

海上における遭難者には、援助を必要とする者であつてこの附属書に定める以外のいかなる救助実施主体も近づくことのできない遠隔地の沿岸に避難したものを含む。

二

3.1.6　中.の次に.4として次のように加える。

.4　海上において遭難が認められた者が下船するための最も適当な場所を特定するため、他の救助調整本部と協力して必要な措置をとること。

三

3.1.8　の次に1.9

3.1.9　として次のように加える。

締約国は、海上における遭難者を乗船させることによつて援助を与える船舶の船長が、予定された航海の最小限の変更により当該船舶の義務を免除されることを確保するため、調整し、及び協力しなければならない。ただし、船舶の船長が当該義務を免除されることが海上における人命の安全を脅かす場合は、この限りでない。そのような援助が与えられる捜索救助区域について責任を有する締約国は、事案の特別な事情及び国際海事機関が作成する指針を考慮して、援助を受けた生存者が援助を行つた船舶から下船し、及び安全な場所に引き渡されるよう、調整し、及び協力することを確保することについて主要な責任を負わなければならない。これらの事案において、関係締約国は、その下船が合理的に実行可能な限り速やかに行われるために措置をとらなければならない。

四

4.8.4　の次に4.8.5として次のように加える。

4.8.5　関係する救助調整本部又は救助支部は、海上において遭難が認められた者が下船するための最も適当な場所を特定することを開始しなければならない。当該本部又は当該支部は、船舶及び他の関係当事者にこのことを通報しなければならない。

○農林水産省告示第千五百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十二年六月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

1　登録番号　第19592号

2　登録年月日　平成22年6月28日

3　農林水産植物の種類

Petunia Juss.

4　登録品種の名称　Sunsurfpapu

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　サントリーフラワーズ株式会社　東京都千代田区平河町二丁目13番12号、京成バラ園芸株式会社　東京都墨田区押上一丁目12番1号

○農林水産省告示第千五百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十二年七月十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

1　登録番号　第19608号

2　登録年月日　平成22年7月14日

3　農林水産植物の種類

Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.

4　登録品種の名称　Ohmadporm

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Bonza Botanicals Pty Limited／244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777 Australia